

入 札 説 明 書

目 次

1	競争入札に付する事項等……………	2
2	入札に参加する者に必要な資格……………	2
3	入札に関する質問……………	3
4	入札書の提出場所等……………	3
5	その他……………	4

別紙 1	特記仕様書
別紙 2	封筒記載方法
別紙 3	公益財団法人愛知臨海環境整備センター設計測量等委託契約約款
様式 1	競争入札参加資格確認申請書
様式 2	契約実績一覧表
様式 3	誓約書

1 競争入札に付する事項等

(1) 調達案件の名称

令和7年度衣浦港3号地廃棄物最終処分場浸出液処理施設活性炭交換業務委託
(その2)

(2) 調達案件の仕様等

別紙1 特記仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

(4) 納入場所

別紙1 仕様書のとおり

(5) 入札方法

ア 入札者は、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含め契約金額を見積もること。

イ 入札金額は、単価には消費税及び地方消費税を含まずに記載すること(小数点以下を含むことができる)。

落札に当たっては、入札書に記載された入札金額(単価)に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定される次の事項に該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

ア 一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年を経過していない者(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についてもまた同じとする。)

① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が履行することを妨げた者

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)

1 (1) アに規定する調達契約からの排除措置を受けていないこと。

- (3) 開札時まで、物品の製造等の契約に係る愛知県競争入札参加資格者名簿の「01. 物品の製造・販売」の中分類「03. 薬品・試薬・農薬」で、小分類「05. 工業薬品」または「07. 水処理薬品」に登録されており、かつ、指名停止を受けていない者であること。さらに、過去5年以内に愛知県内で活性炭の納入の契約実績がある者であること。

3 入札に関する質問

この入札説明書、入札方法等に関して質問がある場合は、次に従い書面（様式自由）により提出すること。

(1) 質問書の提出先

愛知県知多郡武豊町字三号地1番地（郵便番号470-2300）

公益財団法人愛知臨海環境整備センター管理部管理課

電話 (0569) 89-7390

FAX (0569) 89-7301

電子メール postmaster@asec.or.jp

(2) 質問書の提出期限

令和7年9月17日（水）午後5時15分

(3) 提出方法

持参又は郵送、FAX若しくは電子メールにより提出すること。なお、郵送、FAX又は電子メールによる場合は、必ず電話連絡の上、提出期限までに必着すること。

(4) 回答方法

令和7年9月24日（水）午後5時15分までにアセックwebページ上で回答する。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

愛知県知多郡武豊町字三号地1番地（郵便番号470-2300）

公益財団法人愛知臨海環境整備センター管理部管理課

電話 (0569) 89-7390

(2) 入札書受領期限

令和7年10月7日（火）午後5時15分

なお、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は休業日であるので注意すること（郵送の場合には受領期限までに必着すること。）。

(3) 開札の日時及び場所

令和7年10月8日（水）午前10時

公益財団法人愛知臨海環境整備センター1階 会議室

(4) 入札書の記載方法

1 (5) イに同じ

(5) 入札書の提出方法

ア 入札書は別添様式により作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に所在地、氏名（法人にあってはその名称又は商号並びに代表者）及び「令和7年10月8日開札〔調達内容 令和7年度衣浦港3号地廃棄物最終処分場浸出液処理施設活性炭交換業務委託（その2）〕の入札書在中」と記載しなければならない（別紙2封筒記載方法のとおりとする）。

イ 郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和7年10月8日開札〔調達内容 令和7年度衣浦港3号地廃棄物最終処分場浸出液処理施設活

炭交換業務委託（その２）の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記載し、３（１）あてに提出すること。

なお、電報、FAX、電子メール、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（６）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（７）代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書の提出時に委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

（８）開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札等の権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、契約担当者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札のないときは、即時再度入札を行うものとする。

なお、再度入札については、開札に入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

５ その他

（１）契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の５以上の金額の入札保証金を開札期日までに、公益財団法人愛知臨海環境整備センターに納めなければならない。

ただし、公益財団法人愛知臨海環境整備センター財務規程（以下「財務規程」という。）第89条の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りでない。

（３）入札の無効

財務規程第87条に該当する入札は無効とする。

（４）競争入札参加者に要求される事項

ア 入札に参加する者は、競争入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。

イ 提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ウ 期限までに競争入札参加資格確認申請書等を提出していない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

エ 競争入札参加資格確認申請書は、持参又は郵送、FAX若しくは電子メールにより提出すること。なお、郵送、FAX又は電子メールによる場合は、必ず電話連絡の上、提出期限までに必着すること。

競争入札参加資格確認申請書等の提出期限

令和7年10月1日（水）午後5時15分まで

（5）落札者の決定方法

ア 競争参加資格及び仕様書等の要求要件をすべて満たし、入札書に記載された入札金額が財務規程第92条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。入札者又はその代理人がくじをひかないときは、入札事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定する。

（6）契約書作成

競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、契約書を取り交わすものとする。

（7）契約保証金

財務規程第63条第3号の規定により、全額免除とする。

（8）印紙税の費用

印紙税法(昭和42年法律第23号)第2条の規定に基づく契約書等の文書に課せられる印紙税の費用については、すべて落札者の負担とする。